

小林市・高原町・野尻町合併協議会 第9回会議資料



日時 平成20年10月30日(木)午後1時30分から

場所 高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール

第9回小林市・高原町・野尻町合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎

3 議 事

① 報告事項

報告第23号	第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について…	2
報告第24号	合併協議内容について……………	4
報告第25号	小林市・高原町・野尻町合併協議会における国民健康保険高原病院 (高原町立病院)の取扱いの回答について……………	5
報告第26号	今後の小林市・高原町・野尻町合併協議会の取扱いについて……	8
報告第27号	新市基本計画の県協議結果について……………	14

② 確認事項…………… 15

1. 小林市・高原町・野尻町合併協議会合併協定書調印式の中止について

4 その他

5 閉 会

【添付資料】

①合併協議内容一覧

報告第23号

第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成20年10月30日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過

年月日	経過内容（会議名）	場所	備考（協議内容等）
平成20年 10月9日	第8回小林市・高原町・ 野尻町合併協議会	小林市中央公民館大ホ ール	報告2件、協議12件 確認
10月10日～ 10月16日	高原町住民説明会	高原町内5会場	町立病院の取扱い
10月21日	第10回首長会・幹事会 合同会議	小林市役所大会議室	保健・医療関係(医療) のうち公立病院関係

報告第24号

合併協議内容について

小林市・高原町・野尻町合併協議会における合併協議内容について、別添のとおり報告する。

平成20年10月30日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

報告第25号

小林市・高原町・野尻町合併協議会における国民健康保険高原病院 (高原町立病院) の取扱いの回答について

小林市・高原町・野尻町合併協議会における国民健康保険高原病院（町立病院）の取扱いについて、高原町より別紙のとおり回答があったので報告する。

平成20年10月30日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

写



ハツ 2101-523
平成 20 年 10 月 21 日

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎 様

高原町長 日 高 光 浩



小林市・高原町・野尻町合併協議会における国民健康保険
高原病院（高原町立病院）の取扱いについて（回答）

「小林市・高原町・野尻町合併協議会」につきましては、4月17日に第1回目が開催され、10月9日の第8回協議会までに公立病院の取扱いを残し、すべての協議が終了致したところです。私としましては、合併はそれぞれの地域が持つ人や自然、歴史、文化等の様々な地域資源が集約され、それらを連携させることにより、更なる地域の魅力や情報発信力を高めることができるものと認識し、その実現に向けて、協議に臨んでいるところであります。堀会長におかれましては、協議会の円滑な運営に当たっていただき、心から感謝申し上げます。

第4回目の首長会・幹事会での堀会長からの「国民健康保険高原病院（高原町立病院）は、現院長及び現行体制による指定管理者制度を導入された方が良い。」とのご提案について、本日までの回答を求められておりましたので、これまでの検討経過を踏まえ、高原町の考え方を述べさせていただきます。

高原町立病院は、昭和25年に開設以来、地域医療の拠点として、町民の健康保持のため大きく貢献して参りました。その位置づけは、本町における地域活性化の核として、或いは、町民生活に欠くことのできない拠点施設となっています。昨年、開催しました合併に伴う住民説明会においても高原町立病院の存続を要望する声が多く出されたところであります。

私は、合併協議における高原町立病院の取扱いは、重要事項として捉えており、町民の関心も非常に高いことから本日の回答に際して、議会・区長・各種団体への説明、町民への文書配布、各種行事での説明等あらゆる機会を通じて、ご意見、ご要望をお聞きしながら検討を行って参りました。更に高原町内の小学校区単位で10月10日から4日間5会場で住民説明会を開催し、976名の出席をいただきました。特に、住民説明会では、合併後も高原町立病院を公立病院（公設公

写

営)のまま残して欲しいという要望がどの会場でも多く出される中、一方では高原町立病院の取扱いについて、調整がつかなかった場合の合併への影響を心配する声もお聞きしました。私としましては、住民説明会を終え、町民の多くが高原町立病院の存続を願う気持ちを改めて強く感じたところであります。

私は、これまでの首長会・幹事会において「高原町立病院の現行の規模と体制を維持していただきたい。」ということをお願いして参りました。私は、指定管理者制度そのものを否定している訳ではありません。制度の主旨により、高原町が実施している事業で、合理化と住民サービスの向上が図られるものについては、現在も導入を進めております。しかしながら、合併までの高原町立病院の指定管理者制度の導入について、多方面から慎重に検討致しました結果、医師の確保や制度上の問題から、困難と判断し、高原町立病院を公立病院(公設公営)として現行体制のまま新市に引き継いでいただきますよう重ねてお願い致します。



報告第26号

今後の小林市・高原町・野尻町合併協議会の取扱いについて

今後の小林市・高原町・野尻町合併協議会の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成20年10月30日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

小林市・高原町・野尻町合併協議会は、当分の間、休止する。

(1) 協議会休止に至った理由

- ①平成22年3月23日を合併の期日として、厳しい日程の中で協議を重ね、保健・医療関係（医療）を除くすべての協定項目の調整方針を確認したが、公立病院の取扱いについて、小林市と高原町の見解の相違により、協議が難航し、暗礁に乗り上げている現状であること。
- ②高原町の住民説明会の結果を受けて、公立病院の取扱いについて、再度協議したが具体的な打開策が見い出せないため、今後の協議継続が難しいこと。
- ③合併新法下での合併を目指しているため、今後の合併準備作業、電算システム統合作業に要する期間を勘案すると、時間的な猶予がほとんどないこと。

(2) 協議会の再開

公立病院の取扱い等の課題に対する打開策の提案によって、3市町の首長が協議の再開が必要と認めた場合は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第9条により、会長が協議会を招集するものとする。

(3) 今後の対応

①信頼関係の継続

合併協議によりこれまで培われてきた、小林市、高原町及び野尻町の信頼関係は、継続するものとする。

②事務局体制

協議会の休止期間中は、各市町の合併担当課を窓口として、相互に連絡を図ることとする。

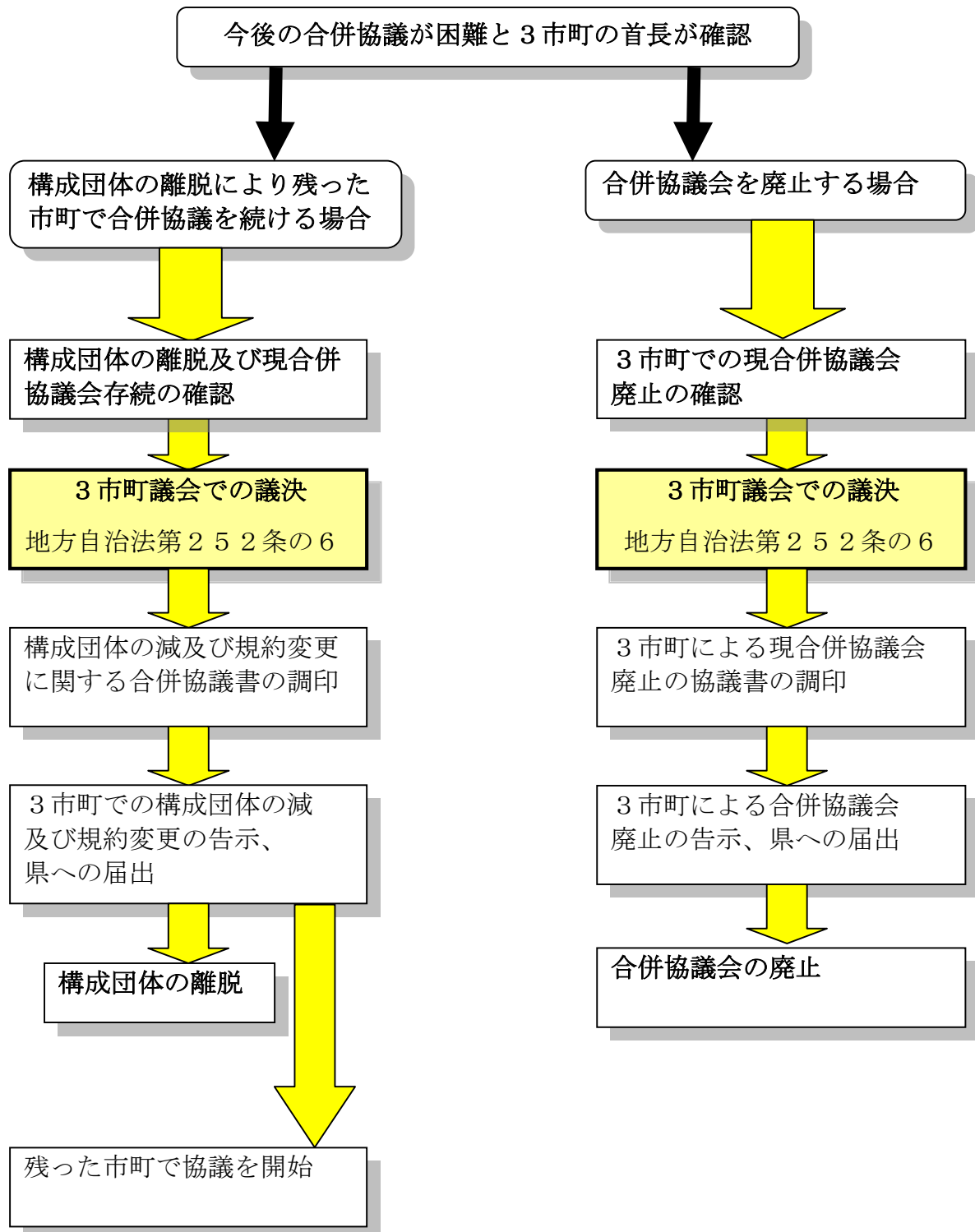
③調査・研究

各市町の合併担当課は、これまでの合併協議結果及び合併協議事項について、必要に応じて共同して、調査・研究するものとする。

(4) 休止期日（清算基準日）は、平成20年11月30日（日）とする。

参考資料

今後の合併協議会の取扱いについて



※合併協議会を休止する場合は、構成団体の議会の議決及び法的手続きは必要ないが、合併協議会経費の仮清算等を行う必要がある。将来的に現合併協議会の再開の見通しが立った場合は、関係市町の協議により合併協議を再開することができる。

合併新法下での合併協議を引き続き進める場合の留意事項

●ケース① 現合併協議会を休止または廃止し、新たに発足する場合

(合併協議会の廃止及び発足は、関係市町の全議会での議決が必要)

①構成市町の協議・確認により現在の合併協議会を休止し、新たな枠組みを模索した上で、地方自治法第252条の2の規定により新たに合併協議会を発足させる。

②地方自治法第252条の6の規定により現在の合併協議会を廃止し、新たな枠組みを模索した上で、同法第252条の2の規定により新たに合併協議会を発足させる。

- ・現合併協議会の経費を算出し、負担金・備品等について清算し、監査及び決算報告を行う。
- ・新合併協議会の規約及び各種規程の制定、協議書の締結が必要となる。
- ・新合併協議会の構成市町負担金等の予算編成が必要となる。

●ケース② 構成団体のいずれかが合併協議会を離脱する場合

(構成団体数の減及び規約変更は、関係市町の全議会での議決が必要)

①地方自治法第252条の6の規定により、構成団体数の減及び規約変更を行う。

- ・規約及び各種規程の改正、協議書の締結が必要となる。
- ・構成団体の離脱までの経費を算出し、負担金・備品等について清算し、合併協議会は残りの構成団体による補正予算を編成する。

●ケース①、ケース② 共通事項

- ・今までに確認された合併協定項目の調整方針について、再調整及び修正を行う。
- ・新市基本計画を修正または作成し、県との協議を行う。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（第252条の3から第252条の5まで省略）

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

報告第27号

新市基本計画の県協議結果について

小林市・高原町・野尻町合併協議会における新市基本計画の県協議結果について、別紙のとおり報告する。

平成20年10月30日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

確認事項

1. 小林市・高原町・野尻町合併協議会合併協定書調印式の中止について

日 時：平成20年11月28日（金）

場 所：小林市文化会館 大ホール